

『弘前藩政の諸問題』

佐藤 一義

一、

現在の高校教育は、生徒も教員も年々多忙になってきており、全く余裕が感じられない。進学実績向上の名のもとに知識注入型教育がますます過熱し、センター試験の導入以来多様化する入試方法に合わせて、課外授業や小論文・面接指導の実施などに追われる高校が多い。その一方では、増加する不登校生徒へのカウンセリングや家庭訪問、問題行動に走る生徒への指導などに追われる高校も少なくない。また部活動指導や校務運営などもあり、誤解を恐れずに言えば、多くの高校教員は、これらの仕事をこなしながら、その合間に授業を行っているのが実態なのである。

さてこの度、弘前学院大学講師黒瀧十二郎先生が本書『弘前藩政の諸問題』を上梓された。先生は数年前まで青森県内の高校で教鞭をとっておられたのであるが、これはまさに、このように多忙化する職務をこなしながら貴重な研究を行ってこられたことを意味している。評者は、現在岩手県の高校に勤務しているが、同じ高校教員の大先輩でもあり、また弘前大学国史研究会の大先輩でもある先生のこのようなご労苦に敬意を表しつつ、本書の紹介と若干の感想を述べてみたい。

二、

本書は、Ⅰ. 刑法と婚姻・相続法、Ⅱ. 藩の経済、Ⅲ. 信仰と生活の三部立てになっており、全九章から構成されている。

「あとがき」によれば、これらは弘前大学教授長谷川成一先生を中心とする研究者の共同研究によるもの、『新編弘前市史』編集作業の過程で作成されたもの、『弘前大学國史研究』に投稿したものなどからなっている。まさに本書は、黒瀧先生が長年にわたって青森県内の高校教育に携わるかたわら、こつこつと積み重ねてこられた研究業績の集大成であるといえよう。

以下、各章ごとにその内容を紹介する。

Ⅰ 刑法と婚姻・相続法

第一章 「御仕置ヶ条」の成立とその意義 は、弘前市立図書館所蔵の刑法書「御仕置ヶ条」と安永四年に成立した弘前藩最初の刑法典「御刑罰御定」（安永律）の条文を逐次比較検討し、「御仕置ヶ条」がいつ、どのような意図で作成されたのかを考察したものである。

「御仕置ヶ条」は、「安永律」と類似性が強いが整備されていないこと、その成立時期については、引用された判例が元禄・享保期に集中しており、「弘前藩日記」（以下、「日記」と称す）からも該当する事件が確認できること、明和九年十一月以降に採用された鞭刑が見られることから、明和九年十一月から「安永律」の成立した安永四年八月までの間と推定した。また「御仕置ヶ条」は、弘前藩の刑法が整備される前段階に位置し、幕府法「御定書」の体系的影響がまだ少ない「安永律」が完成する前の過渡的な刑法書の一つであったと結論づけた。

第二章 藩士の婚姻についてのノート は、四代藩主津軽信政の時代にアウトラインができたと思われる弘前藩の婚姻法について、婚姻の規定、縁組の実態、離縁、再縁などの点を検討したもので、婚姻は両家の役職が対等かまたは懸隔が小さく、給禄も相応の場合に許可されるのが原則であったことなどが明らかにされた。

また異なる身分間の婚姻は、寛政五年の藩士土着令により公認されたが、その実施が失敗に終わるや再び禁止されたにもかかわらず、禁止が徹底されず幕末に至っていることから、相続制度の実態と同様に身分制度を次第に突き崩し、封建社会を崩壊に導く要因の一つになったと指摘している。

第三章 藩士の相続については、弘前藩の相続方法について、先行論文や従来『弘前市史』での考察が津軽信政治世下の寛文・延宝期から宝永期に限定されていることから、藩政中期以降から幕末までの実態を分析し、家督相続、跡式相続、相続人、養子法など相続制度の全貌を明らかにしようとしたものである。

それによると、弘前藩では幕府法へ準拠した面と次第に同化する傾向との両面が見られること、また藩独自の法令による政策の施行が行われたことを明らかにしている。特に持参金つきの町人を養子にすることが幕末まで後を絶たないこと、農民から養子を迎えることは藩士の財政窮乏を救済するために行われた藩士土着政策により許可されたが、その失敗後に禁止されたにもかかわらず依然として許可されるという矛盾を抱えていたことが指摘され、藩士土着政策が身分制を突き崩す発端となり、封建社会を崩壊に導く要因の一つとなったと指摘している。

II 藩の経済

第一章 秤座についての考察 では、従来研究の蓄積がほとんどない弘前藩秤座について、守随家・神家の秤と弘前藩の関係、秤座の成立、秤の種類と秤改めなどの点を「日記」を中心に考察しており、弘前藩では原則として守随秤を使用していたが、実際には幕末まで西国を管轄する神家の善四郎秤も使われていたこと、藩の具足師である高橋家が守随家秤座の名代役として「弘前秤座役所」の開座が許されたこと、また秤の種類は、守随・神家の両座で作られた秤に準じていることなどを明らかにしている。

第二章 藩政と物価変動 は、「日記」から米以外の食料品と諸商品についての価格を考察し、その変動を藩政の動きと関連させて位置づけたものである。

豆腐の価格については弘前藩と江戸ではほぼ同様であるが、油・塩・醤油・味噌などその他の商品では弘前藩の方が江戸より高い傾向があること、その理由については現段階では説明できないこと、大凶作の年には物価が高騰するが、元禄・宝暦・天明・天保の大凶作の年には、物価が「日記」にほとんど記載されていないことが明らかとなった。また、藩政改革における物価変動については、藩は凶作年であるにもかかわらず、米・酒の価格を下げる方針を打ち出して、領内の生活安定のために力を注いでいることを指摘した。

III 信仰と生活

第一章 嶽温泉と岩木山信仰 では、その地理的位置から岩木山信仰

と関連が深いと思われる嶽温泉の入湯について考察しており、藩士や僧侶などが藩領内の温泉で湯治したい場合は、藩の許可を得る手続きが必要であった。嶽温泉の入湯期間は例外を除き四・五月と八・十月中旬で、六・七月は禁止期間、それ以外は閉鎖期間であった。天候不順が続くと岩木山の祟りと考えられて嶽温泉は入湯禁止になるなど、嶽温泉への入湯は岩木山信仰と深く結びついており、領内の他の温泉とは異なる特殊な位置を占めていたと結論づけている。

第二章 藩士の生活 では、弘前城下に住む藩士の生活の実態を、藩から出された法令が藩士にどのように受け止められたのか、また法令が藩士に対して効果的に適用がなされたか否かという観点から考察しており、藩士に対する主要な生活規制は、所謂「藩士への法度」として藩主の家督相続が初入国の際に出されたこと、衣食住や年中行事の規制については、儉約や身分秩序・風紀の維持の徹底という観点からのものであることを明らかにした。特に、寛政改革の藩士土着政策失敗後、藩士が元のように城下の身分相応のところへ住めないケースが現れ、藩士間の階層秩序が侍屋敷からも崩れていったという指摘は注目すべきである。

また、藩士に対して出された生活規制は、藩士の身分秩序を維持するためのものと藩士間の階層秩序を守るものの二つが見られること、しかし、幕末に近づくとともに藩士の勤務の規律も大きく乱れ、藩体制の弛緩が進んで、支配階級の組織としての官僚制や社会秩序を維持できない状態になっていくことも指摘している。

第三章 農民の生活 では、弘前藩領に住む農民の生活の実態を、「日記」に記されている法令の分析を通じて考察したものである。藩か

ら出された法令が農民にどのように受けとめられたのか、また法令が農民に対して効果的に適用がなされたのか否かという観点から分析した。

その結果、農民統制の基本法として藩政確立期の延宝九年に制定された「農民法度」は、農民を耕作に専念させ農業生産力を高めるための規制であること、衣食住については、特定の時期に偏る事なくそれぞれの時期に応じて幕末に至るまで出されたものであり、儉約の観点や身分秩序の維持を図るためであったが、徹底したとは言い難いこと、農作業については、栽培品種は収穫量の多い晩稲が中心であったが、天明の大凶作による飢饉後は、冷害対策として強い藩の指導があり、早稲を主とする栽培に切り換えられたことを明らかにした。

特に商業については、寛政改革における藩士土着政策は、農村内に一定数の店を開くことを認めたことがもとになり、政策失敗後は店数を減らそうとしてもままならず、在方商人の増加と成長によって貨幣経済の農村侵入を一層促進したと指摘している。

第四章 町人の生活 は、藩政中期以降を通じた法令の分析から、弘前城下に住む町人に対する生活規制を把握し、町人の生活実態がどのようなものであったかを探ったものである。

町人統制の基礎となるのは藩政確立期の延宝九年に制定された「町人法度」であったこと、衣食住を中心とする法令については、弘前藩の寛政改革や天保改革の一環としての儉約令であり、それは階級社会における身分秩序の維持のためであったこと、盆踊りやねぶたなどの年中行事については、風紀の乱れを防止する意図があったこと、深夜の通行に対する規制が藩政後期以降頻出してくるのは、城下の治安が次第に悪化し

てきたことを意味していることなどを明らかにした。

三、

ここでは、本書を一読して感じたことを述べてみたい。

これまで弘前藩政史研究は、国史研究会の活動が中心になって進められて来た。その研究成果は、主として本誌『弘前大学国史研究』を舞台に発表され、本格的な弘前藩政史研究である長谷川成一編『津軽藩の基礎的研究』（国書刊行会 一九八四年）や同『北奥地域史の研究』（名著出版 一九八八年）などに結実した。また『日本歴史地名体系2 青森県の地名』（平凡社 一九八二年）や『角川日本地名大辞典2 青森県』（角川書店 一九八五年）、『図説 青森県の歴史』（河出書房新社 一九九一年）などの総合的辞典類も刊行され、研究者のみならず一般読者に対しても広く研究成果が還元されているところである。さらには近年『御用格（寛政本）』（弘前市教育委員会 一九九一年）に続き、『弘前市史 資料編』の刊行が始まったことで、弘前藩政史研究は新たな段階に入ったといえよう。

言うまでもなくこれらの研究は、弘前大学を中心とした国史研究会に所属する研究者の一人一人が、高い研究意欲と明確な問題意識をもって日々努力している成果なのであり、その中でも、黒瀧先生は中心的な役割を担い活動をなされてきた。また先生は、弘前藩法制史研究の第一人者として、すでに『日本近世の法と民衆』（高科書店 一九九四）など多数の著書が出版されており、個人としてこれだけ広範囲に研究を継続しておられることは敬服に値する。

次に、本書の大きな特色としてあげておきたいことは、藩法や藩経済という支配体制の問題のみならず、従来さほど対象とされなかった信仰という生活に密着した観点や、武士の婚姻や相続という最も社会を俯瞰するに相応しい題材に着目しているということである。

特にそれらの考察の結果、異なる身分間の婚姻は、寛政改革の藩士土着政策以後も禁止が徹底されず、身分制度を次第に突き崩し、封建社会を崩壊に導く要因の一つになった（Ⅰ 第二章）。また、藩士土着政策失敗後、藩士が元のように城下の身分相応のところへ住めないケースが現れ、藩士間の階層秩序が侍屋敷からも崩れていった（Ⅲ 第一章）。さらに、寛政改革における藩士土着政策により農村内に一定数の店を開くことが認められたが、政策失敗後は店数を減らそうとしてもままならず、在方商人の増加と成長によって、貨幣経済の農村侵入を一層促進した（Ⅲ 第三章）と指摘しており、これら武士・農民・町人の生活実態が、寛政改革の藩士土着政策以後の封建社会の崩壊につながっているという視点はたいへん重要であると思われる。

さらに、今回新たに執筆された第Ⅱ部 藩の経済 については、弘前藩の秤座と物価変動の問題を扱っており、これまであまり検討されてこなかった角度からの意欲的な分析で、たいへん貴重な考察である。ただし、本書が、これまで発表してきた論文と新たに執筆した論文を集大成したという性格を持つものである以上やむをえないことではあろうが、これらの章立てがそれぞれ独立しているため、相互の問題の関連性がやや乏しいのではないかという印象を受けた。強いて言えば、寛政改革における藩士土着政策の観点からそれぞれの問題を掘り下げて行く

ような、これらの成果を総括する視点からの章立てがあってもよかつたのではないかとも思われる。

また、第二部については、黒瀧先生自ら述べられているように、史料制約が原因となって、やはり断片的な分析になったという感が否めない。藩の経済と銘打つならば、秤や物価の検討に加えて、幕藩体制を支える年貢の分析や大坂廻米の分析、さらには日本海海運の分析などにも取り組む必要があるであろう。

もちろんこれらの問題は、今回黒瀧先生が本書を執筆するにあたって意図した問題ではないかもしれないが、いずれにせよ、本書の中に収められた一つ一つの論文は、さらに稿を改めて個別に深められて行かなければならない問題をそれぞれに含んでいると思うのである。

四、

最後に、本書によって明らかとなった弘前藩政史研究全般にかかわる課題をいくつかあげてみたい。

第一に町方史料の問題についてである。領内、特に城下における生活実態を検証するためには新しい町方史料の発掘は不可欠である。弘前藩については、周知のごとく市史編纂の作業が進んでおり、その過程で『新編弘前市史 資料編』や長谷川成一編『津軽近世史料 弘前城下史料 上・下』（北方新社 一九八六年）など多くの新しい史料の発掘や刊行が行われている。

今後の課題としては、さらなる新史料の発掘はもちろんであるが、これらの史料を活用した個別研究の蓄積が待たれるということである。例

えば『新編弘前市史 資料編』には、「町年寄松井四郎兵衛留書」など新たな史料が収められており、これらを用いた町年寄・町名主の研究は町方研究には欠かせない問題であると思われる。また弘前城下を取り上げた論文については、長谷川成一「弘前城下について」（前掲『弘前城下史料 上』所収）に詳しいが、これは、弘前城下の成立から終末までを、城下の家業、町方支配機構、町役、町絵図、武家の郭外移転、人口、年中行事など多方面にわたって検討したものである。これには今後の弘前城下研究の方向性が示されており、これを踏まえた新たな研究が望まれるところである。

第二に、弘前藩寛政改革の問題についてである。現在の段階での弘前藩寛政改革研究の成果は、瀧本寿史氏の論文「寛政改革と藩士土着政策」（前掲『津軽藩の基礎的研究』所収）に集約されているが、これは当時の藩財政や藩士財政の分析から土着政策の経過とその展開を述べたもので、藩士土着政策が蝦夷地警備の問題と密接にかかわりあうものであったという観点を示している。前述したように、本書では藩士の婚姻や相続など、いくつかの章の結論が寛政改革以後封建制度の崩壊につながる問題として指摘されており、今後このような新しい視点からの弘前藩寛政改革研究の深化が一層期待されるところである。

第三に、社会生活史の問題である。本書第三部の基となった論文の原題が、それぞれ「法令より見たる津軽藩士の生活」「法令より見たる津軽藩の農民の生活」「法令より見たる津軽藩の町人の生活」であることからわかるように、いずれも法制面からの分析であった。しかし藩士や町人、農民の生活実態を把握するためには、例えば藩士の勤務や参勤

交代の実態、城下の住民構成や庶民の娯楽など、生活に即した社会生活史的側面からのアプローチがぜひ欲しいところである。

以上、思いつくままに述べてきたが、評者の力量不足から黒瀧先生の意図やその内容を十分伝えたとはい到底思えない。先生には浅学の身でありながら書評の任を引き受けた非礼をお詫びするとともに、国史研究会の発展のためにも、ますますのご活躍を祈念申し上げる次第である。

(北方新社 A5判 三五三頁 本体四、七六二円 一九九七年一〇月刊)

(さとう・かずよし 岩手県立盛岡第二高等学校教諭)